

議題1. 重点届出区域における広告物基準(一時広告物)について

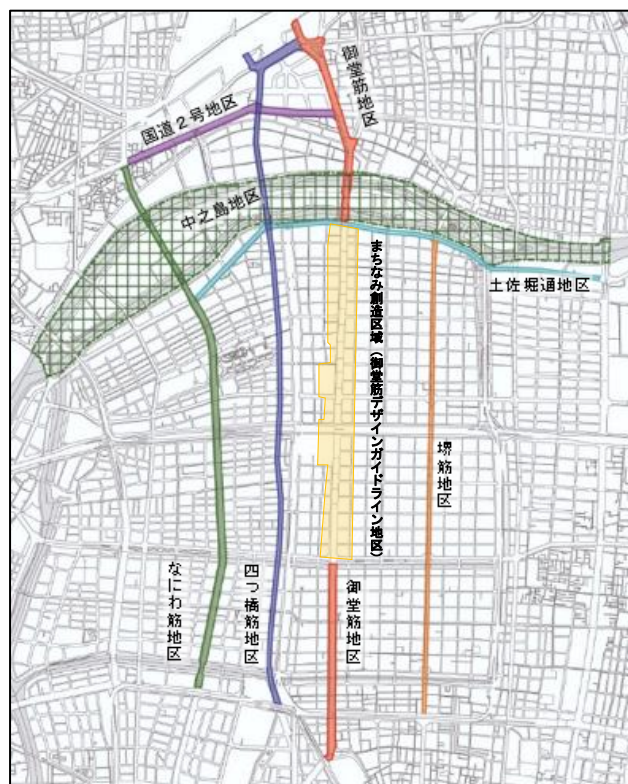
1. 広告物基準の見直しについて(概要 ～現状、課題等～)	……………P.2
2. 一時広告物に係る対応案(考え方)	……………P.5
3. 一時広告物に係る対応案(課題とその対応)	……………P.7
4. 一時広告物に係る対応案(変更案の概要)	……………P.8
5. 重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱 改正素案	……………P.16
参考資料	……………P.17

1. 広告物基準の見直しについて(概要1:現状)

01 現状

- 広告物については、平成29年の景観計画の変更により定めた「重点届出区域」において、意匠、設置位置、大きさ等の基準を定めており、同基準への適合を確認するための事前協議を行ったうえ、屋外広告物条例に基づく許可申請、及び都市景観条例に基づく届出を受理している。

【景観計画区域図（重点届出区域）】



※【参考:主な広告物基準の意匠基準(景観計画)】

次のものを満たすよう努める

- 情報量を最小限にする
- 文字は、切り文字や箱文字とする
- 高彩度色の利用を抑える
- 人物、キャラクターの意匠は使用しない 等

- 御堂筋デザインガイドライン地区においては、別途、平成26年より「御堂筋デザインガイドライン(DGL)」等に広告物の基準を定め、デザイン協議を行っている。

1. 広告物基準の見直しについて(概要2:取り巻く状況(課題))

02 取り巻く状況(課題)

- ・ 来阪外国人の急増などの社会経済情勢の変化を踏まえ、観光需要の取込みを柱の1つとする「大阪の再生・成長に向けた新戦略」の策定(2020年)
- ・ 万博をはじめとするイベント開催による集客力強化の機運の高まりや、にぎわい形成に資する広告物掲出にかかる需要の増加など、以下の取り巻く状況(課題)への対応(検討)が必要

- ①窓口協議における課題
- ②広告媒体についての新技術の進展等
- ③一時広告(イベント、暫定利用、機運醸成)対応
- ④公共事業等における広告物の活用
 - ・ ほこみち制度による道路内広告
 - ・ 公共的取組費用に充当する広告
 - ・ にぎわい形成に資する事業の広告活用

1. 広告物基準の見直しについて(概要3:広告物基準の見直し)

03

広告物基準の見直し(重点届出区域)

- ・ 良好な景観形成に向けた広告物の景観誘導の仕組みを一定維持しつつ、広告物の活用によるにぎわい形成のため、広告物基準の見直し等に取り組む

意匠基準

広告物の種類



一時広告物への対応

➡今後、広告物基準全体を対象に
見直し案を継続検討

➡本日の議論



【一時広告物への対応について】

- ・ 市内では来街者や市民を対象に、官民による各種イベントが開催され、地域のにぎわいづくりにつながっている。
- ・ こういったイベント等について、イベント内容に沿った広告物の掲出に柔軟に対応することで、さらなるにぎわいの形成やまちの魅力向上が期待される。

2. 一時広告物に係る対応案(考え方)

- ・景観計画における広告物基準について、「暫定利用、イベント対応時について、別に定め※がある場合は、これによるものとする」としている。

※「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱」

- ・また、現在の要綱において、「この要綱の規定に基づく協議が成立した一時広告物については、大阪市景観計画に定める広告物基準は適用しない」(第3条)としており、その協議対象としては、「大阪市景観計画に定める広告物基準に規定する表示面積を超える広告物」(別表第3)としている。



- ・イベント等におけるにぎわい形成のため、一時的に表示されるイベント時等の広告物について、要綱を改正し、「広告物基準は適用しない」(適用除外)とする協議の対象を拡大する。
- ・合わせて、一時広告物の定義の明確化、表示の期間や場所の限定等※¹を行う。

※1 事業者が策定した広告物の計画が、要綱に定める定義、及び表示の期間等の基準に沿ったものであれば、一時広告物として扱う。そうでない場合は、景観計画の広告物基準に適合した内容で協議を行う。【次頁フロー図参照】

2. 一時広告物に係る対応案(考え方)

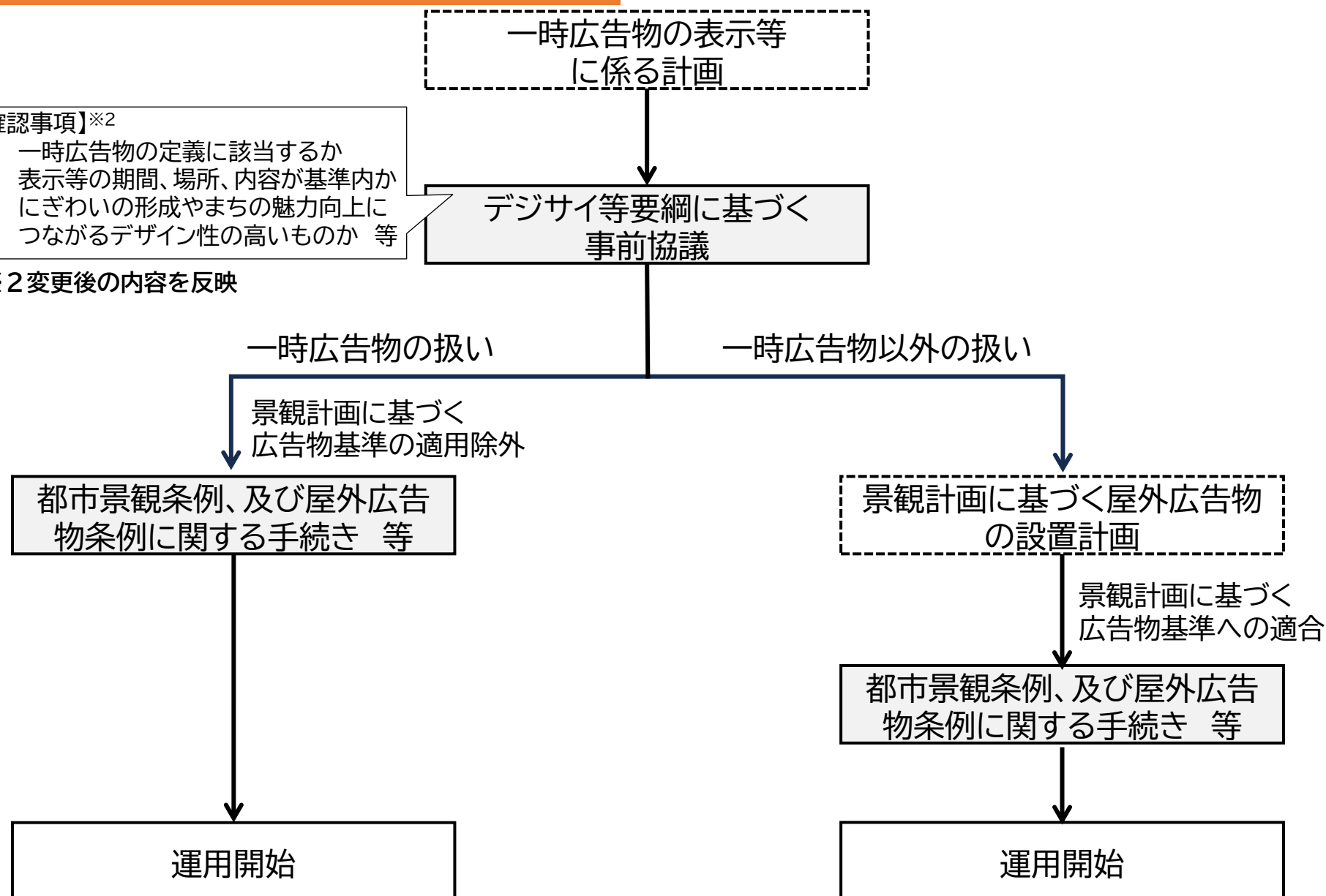
一時広告物の事前協議等のフロー図※1

※1 現行のフロー図と同様の運用

【確認事項】※2

- ・ 一時広告物の定義に該当するか
- ・ 表示等の期間、場所、内容が基準内か
- ・ にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものか 等

※2 変更後の内容を反映



3. 一時広告物に係る対応案(課題とその対応)

広告物基準の適用除外による課題、及び対応

課題

対応

① 単なる企業・商品PRを目的としたキャンペーン等による広告物掲出
(広告物基準の適用除外となる広告物の濫用)

■ 要綱協議の対象の明確化
(用語の定義)

② イベント期間と称し、広告物基準の適用除外となる広告物の長期間の掲出

■ 表示内容に係る基準策定

③ 掲出場所の提供により、イベント主催者等から広告収入を得るなど営利目的のみの広告物掲出や、広告掲出エリアに関係が無く、エリアのにぎわい形成に繋がらない広告物の掲出

■ 表示等の期間に係る基準策定

■ 表示等の場所に係る基準策定

4. 一時広告物に係る対応案(変更案の概要)

現行

①対象

- ・ 広告物基準に規定する表示面積(壁面広告の合計は50㎡以内 等)を超える
 広告物
- ・ プロジェクションマッピング等

②表示等の期間

- ・ 原則1カ月以内
- ・ 表示期間の5倍以上の期間をあける

③その他

- ・ コンテンツの基準、周辺への影響を抑えるための基準等を規定しており、これに適合しなければならない



変更後

の①～ ③それぞれの説明については、次頁以降

4. 一時広告物に係る対応案(変更案の概要)

①対象

現
行

- ・ 広告物基準に規定する表示面積(壁面広告の合計は50㎡以内等)を超える広告物
- ・ プロジェクションマッピング等

変
更
案

- ・ 面積基準を超えるものに限らず全ての一時広告物を対象(プロジェクションマッピング等を含む)
- ・ これにあわせて、一時広告物の定義※1を明確にする(第2条)

※1

- 講演会、展覧会、スポーツ大会、音楽会、地域イベントその他これらに類するイベントのために一時的に表示されるもの
- 工事中の建築物等の周知等のために当該工事現場の仮囲い等に暫定的に表示されるもの

一時広告物活用のイメージ

イベント対応

講演会、展覧会、スポーツ大会、音楽会、地域イベント等のため、一時的に表示または掲出されるもの



暫定利用

建築物等工事の仮囲いに表示されるもの
(建築物・入居テナントの名称やコーポレートロゴ等)



4. 一時広告物に係る対応案(変更案の概要)

②表示等の期間 等

現
行

■表示等の期間

- ・ 原則1カ月以内
- ・ 表示期間の5倍以上の期間をあける



変
更
案

■表示等の期間

	イベント等	暫定利用(工事仮囲い)
表示等の期間	原則1カ月以内※2 表示期間の5倍以上の期間をあける※2	工事期間中の必要な期間

■表示等の場所、表示内容【追加】

	イベント等	暫定利用(工事仮囲い)
表示等の場所	イベント等を実施する敷地内※2	工事を実施する敷地内※2
表示内容	イベント等の実施のために必要な事項	工事中の建築物等の周知等のために必要な事項

※2公益を目的としたもの※3は、この限りでない(表示等の期間や場所を限定しない)
 ※3公益を目的としたものとは、イベントの主催者が、国や地方公共団体、あるいは、国等からイベントの実施について推薦等を受けた団体等であって、実施する内容が、地域の振興や観光の振興など、まちの活性化に資するものをいう。

4. 一時広告物に係る対応案(変更案の概要)

③その他

現
行

- ・コンテンツの基準、周辺への影響を抑える基準等を規定しており、これに適合しなければならない



変
更
案

- ・コンテンツの基準等の規定は、配慮すべき内容等に改め、条文※1に記載(第6条第3項)

※1

第6条

- 2 一時広告物計画の作成にあたっては別表第3に定める一時広告物の表示等の基準に適合しなければならない。
- 3 一時広告物計画を作成するにあたっては、前項に定めるところによるほか、次の各号に適合するよう努めるものとする。
 - (1) にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものであること
 - (2) プロジェクションマッピング等を表示する場合にあっては、周辺への影響を抑えるため、明るさ(輝度)、表示速度、繰り返し回数、音量、音色等に配慮したものであること

- ・要綱に基づく事前協議において、様式及び計画内容等の提出を受け、表示の期間等の各基準と合わせて確認する

- ・その他、様式の変更や文言の整理等の改正を実施

4. 一時広告物に係る対応案(変更案の概要～解説～)

一時広告物の定義

- 講演会、展覧会、スポーツ大会、音楽会、地域イベントその他これらに類するイベントのために一時的に表示されるもの
- 工事中の建築物等の周知等のために当該工事現場の仮囲い等に暫定的に表示されるもの

イベント等

- 単なる企業・商品・店舗開店のPRを目的としたものではなく、にぎわいの形成につながる『講演会、展覧会、スポーツ大会、音楽会、地域イベント、その他これらに類するイベント』を対象として、これに必要な表示等の内容に限る
- イベント等の主催者については、官民を問わず、広く対象とする。

暫定利用（工事仮囲い）

- 工事の仮囲いを活用した単なる企業・商品・店舗開店のPRを目的としたものではなく、現地において工事中の建築物等の周知等を行うものに限る

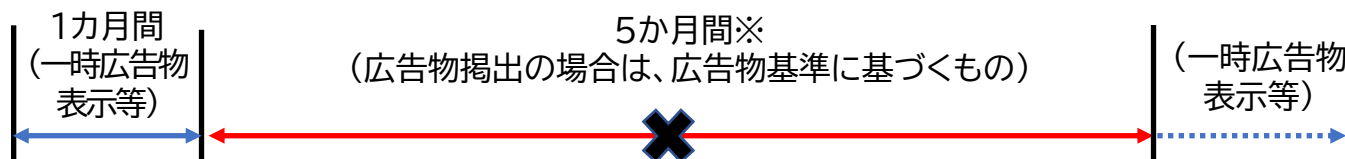
4. 一時広告物に係る対応案(変更案の概要～解説～)

	イベント等	暫定利用(工事仮囲い)
表示等の期間	原則1カ月以内 表示期間の5倍以上の期間をあける	工事期間中の必要な期間

イベント等

- 表示等の期間が限定されているものを対象とするため、イベント等については原則1カ月以内とする。(イベントの事前周知も含めて原則1カ月以内。)
- 同一イベントについて、適用除外とする広告物の表示は、表示期間の5倍以上の期間をあけるものとする。(適用除外とする広告物を連続して表示等できない)
※下記事例参照
- 上記について、公益目的のものについてはこの限りではない。

【例】同一イベントによる一時広告物表示等



※ 相違するイベントによる一時広告物表示等の場合は、期間の規定は無し

暫定利用(工事仮囲い)

- 工事仮囲い等に建築物の周知等の表示を行う場合は、工事期間中の必要な期間とする

4. 一時広告物に係る対応案(変更案の概要～解説～)

	イベント等	暫定利用(工事仮囲い)
表示等の場所	イベント等を実施する敷地内	工事を実施する敷地内

イベント等

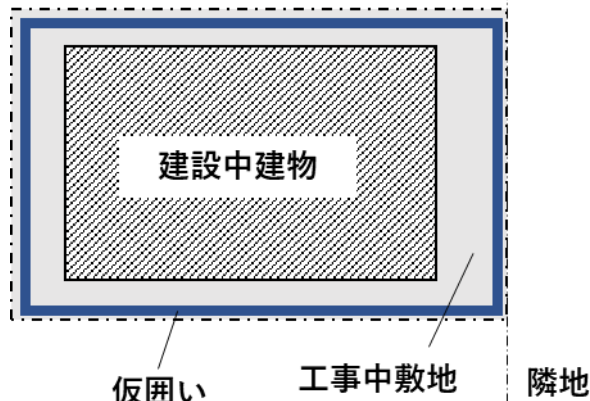
- 対象となる広告物の表示等はイベント等を実施する敷地内に限る
- ただし、公益目的のものについては、広くにぎわいの形成や地域の魅力の向上につながることを期待されるため、イベント実施敷地以外のものも対象とする

(例) 万博、光の饗宴等の公益目的のイベント等を、イベント実施敷地以外で周知する等

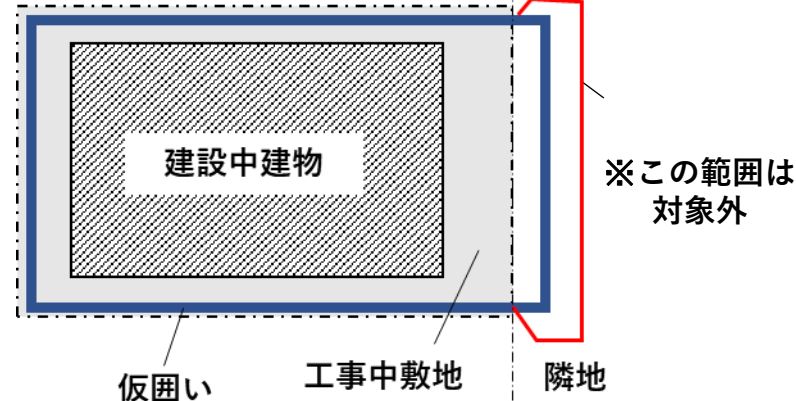
暫定利用(工事仮囲い)

- 建設中の建築物等の周知については、工事を実施している建築物が立地する敷地内に設置された工事仮囲いへの表示等を対象とする。

(○) 仮囲いが工事を実施する敷地内に収まる場合



(△) 仮囲いの一部が隣地に設置されている場合



4. 一時広告物に係る対応案(変更案の概要～解説～)

	イベント等	暫定利用(工事仮囲い)
表示内容	イベント等の実施のために必要な事項	工事中の建築物等の周知等のために必要な事項

イベント等

- イベント等の実施のために必要な事項
 - イベントの名称、開催期間、内容、主催者名、その他案内に必要な表示
 - 装飾のための広告塔、イベントの出展ブース（テントやキッチンカー等の出展店舗含む）の名称等
 - イベントを開催するために必要な協賛企業についての周知等（イベント敷地内に表示等を行う場合に限る）。ただし、企業広告については、イベント主催者が認める広告物内容に限る。

暫定利用（工事仮囲い）

- 工事中の建築物等の周知等のために必要な事項
 - 建築物、入居テナントの名称やコーポレートロゴ等
 - ※工事仮囲いに、当該敷地内の工事とは関係の無い、別敷地での建物オープン予定等の表示をするものは対象外

5. 重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱改正素案

● 今後、意見公募(令和6年10月～予定)等の必要な手続きを経て、令和6年内の要綱改正を予定

現 行	
第2条(用語の定義)	
(2)一時広告物 イベント等の実施期間において、一時的又は暫定的に表示され、又は掲出される屋外広告物をいう。	
第6条 (一時広告物の事前協議)	
2 一時広告物計画の作成にあたっては別表第3に定める一時広告物掲出基準に適合しなければならない。	
別表第3 (一時広告物掲出基準)	
協議の対象となる 大きさ、 形態・意匠	・大阪市景観計画に定める広告物基準に規定する表示面積を超える広告物 ・プロジェクションマッピング等の点滅又は動く広告物
コンテンツの基準	・にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする ・公序良俗に反しないものとする。 ・見る人に不快感や不安感を与えないものとする。 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する営業に関する広告物については表示又は掲出を認めない
周辺への影響を抑えるための基準	・まちなみを阻害しない色彩とする ・まぶしすぎない明るさ(輝度)とする。 ・心身に悪影響を与えないゆるやかな表示速度、繰り返し回数とする。 ・不快感を与えない音量、音色とする。
表示又は掲出の期間	・原則、1カ月以内とする。 ・表示又は掲出の期間の5倍以上の期間をあげる

定義の
明確化

整理

場所・
内容を
追記

改正(案)	
第2条(用語の定義)	
(2)一時広告物 <u>講演会、展覧会、スポーツ大会、音楽会、地域イベントその他これらに類するイベントのために一時的に表示される屋外広告物(プロジェクションマッピング等の投影広告物、及びデジタルサイネージを含む)、又は工事中の建築物等の周知等のために当該工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに暫定的に表示される屋外広告物をいう。</u>	
第6条 (一時広告物の事前協議)	
2 一時広告物計画の作成にあたっては別表第3に定める一時広告物の表示等の基準に適合しなければならない。	
3 一時広告物計画を作成するにあたっては、前項に定めるところによるほか、次の各号に適合するよう努めるものとする。	
(1) にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものであること	
(2) プロジェクションマッピング等を表示する場合にあっては、周辺への影響を抑えるため、明るさ(輝度)、表示速度、繰り返し回数、音量、音色等に配慮したものであること	
【面積基準を超えるものに限らず全て対象とする】	
別表第3 (一時広告物の表示基準)	
表示等の期間、及び場所	・イベント等のために表示等を行う期間は原則1カ月以内とし、連続して表示等を行う場合は、その5倍以上の期間をあげることにする。 <u>ただし、公益を目的としたものについては、この限りではない。</u> ・ <u>工事中の建築物の周知等のために工事現場の仮囲い等に表示する場合は、当該工事期間中の必要な期間とする。</u> ・表示等の場所は、イベント等や工事を実施する敷地内に限ること。 <u>ただし、公益を目的としたものについては、この限りでない。</u>
表示内容	・表示内容は、イベント等の実施のために必要な事項、又は工事中の建築物等の周知等のために必要な事項に限ること。

※各基準については、今後、景観読本等での例示を予定

(重点届出区域／御堂筋地区)

	大阪駅前～土佐堀通	長堀通以南
意匠等 【共通(その他を除く。)]	- 地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 - 周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、風格ある御堂筋沿道にふさわしい落ち着いたものとする。 - 壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 - 照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 - 広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 - ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 - イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 - ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 - エ 地色は、壁面と同系色とする。 - オ 高彩度の利用を抑える。 - カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。 - キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 - ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。	
屋上広告物	表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。	表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。
	- 文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。 - 広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和(ただし、原則6m以内)することができる。 - 照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	
壁面広告物	中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、建築物の高さ10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名	—

	称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ10mを超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。	
壁面広告物	建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、外壁面積の10分の1以内とする。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面については、表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。ただし、建築物の高さが10m以下の部分への設置については、特に秩序ある配置、デザインとするよう努める。	建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の3分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。ただし、建築物の高さが10m以下の部分への設置については、特に秩序ある配置、デザインとするよう努める。
	- 建築物の間口が80mを超える建築物については、建築物の間口が80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。 - 外壁面からの出幅は、30cm以内とする。	
地上広告物	- 地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。 - 表示面積は、1面につき5㎡以内とする。 - 表示面積の合計は、10㎡以内とする。ただし、敷地面積が1,000㎡を超える場合は、敷地面積の100分の1以内とすることができる。 - 道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 - 通行の妨げにならないものとする。	
突出広告物	- 歩道への突出幅は、1m以内とする。 - 歩道に突出する部分の下端の高さは、3m以上とする。ただし、歩道への突出幅が0.8m以内のものにあつては、2.5m以上とすることができる。 - 複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。	
その他	- 点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 - 暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 - ガラス面については、建築物の高さが10m以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。	

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱【抜粋】

制 定 平成26年11月14日

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市景観計画に定める重点届出区域（以下「重点届出区域」という。）において、周辺景観との調和に配慮した又はにぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いデジタルサイネージの設置、一時広告物の表示又は掲出物件の設置に係る協議等に関し必要な事項を定め、もって良好な都市景観の形成に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び大阪市都市景観条例（平成10年大阪市条例第50号。以下「条例」という。）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

(1) デジタルサイネージ 可変表示式屋外広告物（常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に情報を発信するディスプレイ等の電子的な表示機器を用いた、表示内容が可変する屋外広告物（ガラス面の内側に貼り付けられる広告物若しくはそれに類する広告物を含む。））をいう。

(2) 一時広告物 イベント等の実施期間において、一時的又は暫定的に表示され、又は掲出される屋外広告物をいう。

(略)

(協議等の対象)

第3条 この要綱の規定は、協議対象地区においてデジタルサイネージを設置し、当該デジタルサイネージを用いて屋外広告物を表示する場合、又は重点届出区域において一時広告物を表示し、若しくは掲出する物件を設置する場合に適用する。

2 この要綱の規定に基づく協議が成立したデジタルサイネージ及び一時広告物については、大阪市景観計画に定める広告物基準は適用しない。

(略)

(一時広告物の事前協議)

第6条 事業者は、重点届出区域において一時広告物を表示し、又は掲出する物件を設置する場合は、工事の着手前（当該一時広告物の表示又は掲出物件の設置が、大阪市屋外広告物条例第2条第1項本文又は第3条第1項の規定による許可を受けなければならない行為である場合にあっては、当該許可申請前）に、第6号様式による一時広告物事前協議申出書により、あらかじめ当該一時広告物の表示又は掲出に係る計画（以下「一時広告物計画」という。）を市長に申し出て一時広告物に関する事前協議を行わなければならない。

2 一時広告物計画の作成にあたっては別表第3に定める一時広告物掲出基準に適合しなければならない。

(略)

別表第3 一時広告物掲出基準（第6条関係）

表示又は掲出の期間	・原則、1カ月以内とする。 ・表示又は掲出の期間の5倍以上の期間をあけること。
協議の対象となる大きさ、形態・意匠	・大阪市景観計画に定める広告物基準に規定する表示面積を超える広告物 ・プロジェクションマッピング等の点滅又は動く広告物
周辺への影響を抑えるための基準	・まちなみを阻害しない色彩とする。（※1） ・まぶしすぎない明るさ（輝度）とする。（※2） ・心身に悪影響を与えないゆるやかな表示速度、繰り返し回数とする。 ・不快感を与えない音量、音色とする。
コンテンツの基準	・にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。 ・公序良俗に反しないものとする。 ・見る人に不快感や不安感を与えないものとする。 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する営業に関する広告物については表示又は掲出を認めない。

(※1) プロジェクションマッピング等の場合は、補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色を推奨する。

(※2) プロジェクションマッピング等の場合は、夜間においては周辺状況に配慮すること。